

公募型プロポーザル方式による工事事業者
（設計者・施工者・運営者一括）選定の実施について

明石市環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課の事業について公募型プロポーザル方式による事業者（設計者・施工者・運営者一括）選定（以下、「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加表明書等を提出してください。

記

1 対象事業

- （1）事業名 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業
- （2）事業場所 明石市大久保町松陰 1131 番地ほか
- （3）事業概要 新ごみ処理施設に係る設計・施工及び運營業務
- （4）事業期間 ア 整備期間：令和 8 年 7 月から令和 13 年 3 月末（4 年 9 カ月間）
イ 運営期間：令和 13 年 4 月から令和 33 年 3 月末（20 年間）
- （5）見積限度額 73,631,000,000 円（税抜）

2 プロポーザル方式参加要件

「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 4 参加資格要件」に記載のとおりとする。なお、募集要項、要求水準書及び様式集等の内容を熟知し、事業内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 要求水準書等のダウンロード

- （1）期間
令和 7 年 4 月 10 日（木）からダウンロード可能
- （2）方法
上記期間内に明石市ホームページより要求水準書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5788）の上、DVD等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 現地確認

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 7 説明・現地見学会」に記載のとおり

5 要求水準書等に対する質問及び回答

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 8 質問の受付及び回答」に記載のとおり

6 プロポーザル方式参加申込み

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 9 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付（１）受付方法等」及び「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 10 提案書の受付（１）受付方法等」に記載のとおり

7 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 10 提案書の受付（２）プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所」に記載のとおり

8 契約保証金

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 14 提案内容の担保（２）契約保証金」に記載のとおり

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の $\frac{1}{10}$ の $\frac{1}{10}$ で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に 10% を加算した額で契約を行います。

なお、 1 円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

（１）整備工事

- ・前金払 有（各会計年度における出来高予定額の 40% 以内）
- ・中間前払 有（各会計年度における出来高予定額の 20% 以内）
- ・部分払 有（各会計年度：有、令和 8 年度： 2 回以内または 3 回以内（契約締結日による）、令和 9 年～令和 12 年度： 3 回以内）
- ・残高竣工払 有

（２）運営事業

各会計年度 4 回（四半期毎）

11 契約の締結について

（１）優先交渉権者

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業優先交渉権者選定要領の選定委員会において選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うことになります。その後、見積書及び工事費内訳書等を提出していただきます。

（２）見積書

提案価格書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

（３）暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、優先交渉権者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 議会の議決と本契約の締結

本案件の契約については議会の議決を要するため、優先交渉権者決定後に随意契約の相手方として仮契約を締結し、議会の議決を経た後、速やかに本契約を締結します。

(5) その他

優先交渉権者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業設計施工請負契約約款等については、環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加表明書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 提案価格書の提案価格が明確であること及び提案価格が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

詳細は、「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項 13 留意事項」に記載のとおり。また下記についても該当する。

- (1) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (2) 持参方法以外で提出されたもの
- (3) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (4) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (5) 提案価格書の金額と見積書内訳書の金額が合致しないもの（見積書内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (7) 公募型プロポーザル方式参加表明書に応募者の記名・押印のないもの
- (8) 提案価格書の金額を訂正したもの
- (9) 提案上限価格を超える金額で提案価格書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プ

ロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 異議の申し立て

参加表明者は、プロポーザル方式の実施後、この公告文を含む募集要項、要求水準書及び関係法令等のプロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

なお、参加表明に係るすべての費用は応募者の負担となり、明石市に請求することはできません。

17 その他

- (1) 参加表明に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加表明に係るすべての書類については返却しません。また、事業者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者番号等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。